



埼労発基 0826 第 1 号

令和 7 年 8 月 26 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 福田 素生 殿

埼玉労働局長

片淵 仁文

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び埼玉県医療介護労働組合連合会から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

2025 年 8 月 25 日

埼玉労働局長 片淵 仁文 様

埼玉県労働組合連合会
議長 藤田 省吾

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11-2F

2025 年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議

1. はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が示した目安を受け、8 月 8 日に現在の 1078 円から 63 円引き上げる「時給 1141 円」を答申しました。

しかし今回の引き上げ額は、この間の物価高騰で苦しむ最賃近傍で働く労働者の生計費原則の視点からは到底納得のできる引き上げ額ではないこと、明確な理由もなく効力発行日を 11 月 1 日としたこと、依然として東京都との格差が縮まらず、私たちが意見陳述でも主張した労働人口の流出による人材不足の解消という点からも納得できるものではありません。

よって、以下の通り異議を申し出ます。

2. 異議の内容

労働者の生活の安定、及び東京との格差是正のため、生計費原則に基づいた賃金水準の確保を大前提に、今も続いている物価高騰に十分に対応でき、生活改善を図れる最低賃金額にすること、確たるデータに基づかない「準備期間」という考えを改め、法定通りの効力発生日に見直すことを強く求めます。

3. 異議の理由

生計費原則に基づく必要額に近づけ、東京との格差を少しでも埋める改定額に効力発生日は法定通りにするべき

最低賃金は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）ことを目的としていますが、現在の最低賃金は労働者の生活の安定を保障する水準には程遠いことは、私たちが意見陳述で述べた「最低生計費試算調査」の結果との乖離の大きさはもとより、連合が示しているリビングウェッジにも全然届いていないことから明らかです。残念ながら上記の改定額では最低賃金に影響を受ける労働者の生活改善には全くつながらず、今回の答申結果として東京都との最低賃金格差も縮まらないため、人手不足の解消にも期待できません。さらに、中央審議会が示した目安通りの答申額であるにもかかわらず効力発生日を11月1日に遅らせることは、最賃近傍で働く労働者の、10月改定によって少しでも賃金が上がることへの期待を踏みにじるものです。物価高騰に苦しむ労働者の期待よりも、特にデータで示されていない事業者の準備期間を優先することは、最低賃金法の趣旨から著しく逸脱する姿勢であり看過することはできません。実際に、全国的には目安額よりもプラス答申を出している地方ですら、法定通りの効力発生日での答申をしているところも多く、審議会の判断で遅らせる答申を出しているのは、目安金額よりもプラスの答申を出している地方審議会の一部で、目安通りでの答申を出している審議会では埼玉県くらいです。この事実

は、今後の審議会運営の「悪しき前例」となってしまいます。物価高騰に苦しむ労働者の生活を少しでも早く改善するためには、効力発生日は絶対に遅らせるべきではありません。

もう一点、昨年の審議会で確認されている東京都との格差是正について、特段の理由も述べずに据え置くことも大きな問題です。深刻な人手不足を認識していながら格差是正の努力姿勢を見せないことは、埼玉県内の労働力の東京への流出をさらに広げる結果を招きかねません。実際に、同じAランクの千葉県はプラス答申を出しています。今年の最低賃金改定で格差是正を行わないのであれば、その明確な理由を示すべきです。

生計費原則に応える水準との乖離が大きいこと、1日でも早く物価高騰に苦しむ労働者の生活改善を図ろうとする姿勢が見られないこと、東京との格差是正の姿勢が示されず人材不足の改善への寄与にも疑問が残ることから、今回の答申額に異議をとなえ、さらに1円でも2円でも上乗せする改定額にすること、効力発生日は法定通りにすることを強く求めます。

以 上



2025 年 8 月 25 日

埼玉労働局長
片淵 仁文 様

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和 7 年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和 7 年 8 月 7 日に示された埼玉県最低賃金改正決定（答申）について、同年 7 月 28 日付で提出した意見書で示した考えに基づき、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であること及び改定日、また審議会での議論について、次のように異議を申し出ます。

埼玉地方最低賃金審議会は令和 7 年度の最低賃金の改定決定について、令和 7 年 11 月 1 日より時間額を 63 円引き上げて 1,141 円とする答申を行いました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。また、東京都との格差も縮まらず、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。審議では、生計費の動向を考慮し、物価高騰を上回る改定により実質賃金がプラスになることを目指していたのではないのでしょうか。秋までの物価上昇を考慮すれば実質賃金プラスには到底及ばない引き上げ額です。

また、改定日についても異議があります。8 月 8 日までに答申が決定すれば遅くとも 10 月 4 日には改定できるはずです。現実には 8 月 7 日に答申が決定した東京は例年通り 10 月 1 日、長野・千葉は 10 月 3 日の改定予定です。埼玉だけ 11 月 1 日改定とする理由がありません。賃上げが遅れればそれだけ労働者の収入アップが遅れることになります。意見書でも述べたように、最低賃金近傍の時給で働く非正規労働者の日々の生活は逼迫しています。生計費原則や食費の上昇を重視して審議したのであれば、改定日を遅らせる判断にはならないはずです。10 月 1 日改定とするよう求めます。

審議会での議論の内容についても意見を述べます。私たちが提出した意見書では、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準を議論して欲しいと要望しました。しかし、審議会での議論は、埼玉県の物価上昇率が全国平均の値よりも低いことを論点に行われ、物価上昇を上回り、労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準を実現していく審議は行われませんでした。憲法が認めている生存権を実現するための議論が行われなかったことは遺憾です。

また、この間の埼玉県の審議会では東京都の格差を是正していく議論が積み重ねてきましたが、今回の審議会では、東京都の差を縮める議論は全く行われず残念です。東京都の格差を是正していくことは継続課題とし、来年以降の審議会では東京都の差を縮めていく議論を具体的に進めるよう求めます。

埼玉県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう令和 7 年度の最低賃金改定額及び改定日の再考、次年度の埼玉地方最低賃金審議会では東京都の差を縮めていくことを申し送り事項とすることの検討をお願いします。

以上

2025 年 8 月 25 日

埼玉労働局長 片淵 仁文 様



埼玉県医療介護労働組合連合会
執行委員長 小林 朱美
さいたま市浦和区常盤 5-8-1
イイツカビル 1F
TEL 048-826-5475

2025 年度埼玉県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 8 日、埼玉地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 63 円引き上げ、1,141 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24 年の診療報酬と介護報酬改定に 24 年 2.5%、25 年 2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24 春闘、25 春闘では他産業が軒並み 5 ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の埼玉県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上